



永田クラブ、経済研究会、国土交通記者会へ貼り出し

令和元年 8 月の前線に伴う大雨による災害にかかる 災害救助法の適用について【第1報】

1. 災害の概要

令和元年 8 月の前線に伴う大雨による災害により、多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じていることから、佐賀県は 10 市 10 町に災害救助法の適用を決定した。

災害救助法 適用市町村	法適用日	被害の状況等	備 考
【佐賀県】 佐賀市 （さがし） 唐津市 （からつし） 鳥栖市 （とすし） 多久市 （たくし） 伊万里市 （いまりし） 武雄市 （たけおし） 鹿島市 （かしまし） 小城市 （おぎし） 嬉野市 （うれしのし） 神崎市 （かんだきし） 神埼郡吉野ヶ里町 （かんだきぐんよしのがりちょう） 三養基郡基山町 （みやきぐんきやまちょう） 三養基郡上峰町 （みやきぐんかみみねちょう）	8 月 28 日	令和元年 8 月の前線に伴う大雨による災害により、多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じており、継続的に救助を必要としている。	災害救助法施行令第 1 条第 1 項第 4 号適用

災害救助法 適用市町村	法適用日	被害の状況等	備 考
三養基郡みやき町 (みやきぐんみやきちょう) 東松浦郡玄海町 (ひがしまつうらぐんげんかいちょう) 西松浦郡有田町 (にしまつうらぐんありたちょう) 杵島郡大町町 (きしまぐんおおまちちょう) 杵島郡江北町 (きしまぐんこうほくまち) 杵島郡白石町 (きしまぐんしろいしちょう) 藤津郡太良町 (ふじつぐんたらちょう)	8 月 28 日	令和元年 8 月の前線に伴う大雨による災害により、多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じており、継続的に救助を必要としている。	災害救助法施行令第 1 条第 1 項第 4 号適用

2. これまでにとられた措置

- ・避難所の設置等

本件問合せ先
内閣府政策統括官（防災担当）付
参事官（被災者行政担当）付
阿部、杉山、堀田、高見
TEL 03-5253-2111（内線51365）
03-3593-2849（直通）